

地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメント事案調査委員会要項

(目的)

第1条 この要項は、地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメントの防止等に関する要綱第9条及び地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメント防止委員会要綱第7条第2項の規定に基づき、ハラスメント事案の調査（以下「事案調査」という。）に関し必要な事項を定める。

(事案調査)

第2条 事案調査は、地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）の決定に基づき行う。

(事案調査委員会)

第3条 委員会が特に必要と認めたときは、委員会に当該事案調査を行うための事案調査委員会を設置する。

(組織)

第4条 事案調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員
- (2) 外部有識者
- (3) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号の委員は、理事長が必要と認めたときに委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該事案調査が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 事案調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、事案調査委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(調査事項)

第7条 事案調査は、当該事案に関わる内容及び委員会又は事案調査委員会が必要と認める事項について行う。

(調査方法)

第8条 事案調査は、委員会又は事案調査委員会の委員が当該事案の当事者又は関係者への聞き取りにより行う。

2 聽き取りにあたっては、対象者の同意を得て行う。ただし、対象者の同意が得られないとき又は応じるのが困難なときは、書面提出又はその他の方法により事実確認を行う。

(委員の責務)

第9条 委員は、事案調査に関わる内容について守秘義務を遵守するとともに、中立公正

な立場で事案調査を行う。

(調査結果の報告)

第10条 事案調査委員会は、事案調査に関する内容を速やかに取りまとめ、委員会に報告する。

(法人への報告)

第11条 委員会は、事案調査委員会からの報告内容を審議し、その調査結果を理事長に報告する。

(事務)

第12条 事案調査に関する事務は、内部統制室で行う。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、事案調査に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年10月20日から施行する。

この要項は、令和7年8月8日から施行する。